

添付法令資料 3 :

シャリーア銀行投資商品の実施に関する
2026年4月1日付インドネシア共和国金融サービス庁規則No.4 (目次)
同月29日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	シャリーア銀行投資商品 (第2条ないし第4条)
第3章	シャリーア銀行投資商品の実施
第1節	シャリーア銀行投資商品の実施に係る原則 (第5条ないし第7条)
第2節	シャリーア銀行投資商品の実施銀行に対するプルデンシアル原則の適用 (第8条)
第3節	シャリーア銀行投資商品の投資家顧客としての金融サービス機関に対するプルデンシアル原則の適用 (第9条)
第4節	シャリーア銀行投資商品の実施における消費者保護の適用 (第10条)
第5節	行政処分 (第11条)
第4章	経過規定 (第12条)
第5章	終則 (第13条)